

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年 5 月 25 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600943号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700100号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成17年8月4日は31万2,000円、同年12月10日は30万5,000円、平成18年8月11日は32万円に訂正することが必要である。

平成17年8月4日、同年12月10日及び平成18年8月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額としてそれぞれ記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年8月4日、同年12月10日及び平成18年8月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年8月
② 平成17年12月
③ 平成18年8月

A社に勤務している期間のうち、各請求期間に支給された賞与の年金記録がない。各請求期間に係る給料支払明細書の写しを提出するので、年金記録を訂正して将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された各請求期間に係る給料支払明細書の写しにより、請求者は、各請求期間に賞与の支払を受け、事業主により各賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額が相違した場合は、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、各請求期間に係る標準賞与額については、上記の給料支払明細書の写しにより確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支払額から、請求期間①は31万2,000円、請求期

間②は 30 万 5,000 円、請求期間③は 32 万円とすることが必要である。

また、賞与支給日については、事業主の陳述から、請求期間①は平成 17 年 8 月 4 日、請求期間②は同年 12 月 10 日、請求期間③は平成 18 年 8 月 11 日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の各請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求者の各請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していないこと及び厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の各請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、各請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600952号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700101号

第1 結論

請求者のA社における平成25年7月5日の標準賞与額を4万7,000円に訂正することが必要である。

平成25年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年7月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成6年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年7月5日

A社から支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表及び同社の回答により、請求者は、請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、4万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年2月6日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料

についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600953号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700102号

第1 結論

請求者のA社における平成25年7月5日の標準賞与額を2万9,000円に訂正することが必要である。

平成25年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年7月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成6年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年7月5日

A社から支給された賞与のうち、請求期間に係る届出は厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表及び同社の回答により、請求者は、請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、2万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年2月6日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料

についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。